

記録としての日記の考察

——日記文学前史——

森田兼吉

「日記文学史の可能性」(日本文学 昭和五八・五) その他で何度も論じたように、記録を目的とした日記と日記文学とはまったく別のものであった。文学としての日記を創造したのは『土佐日記』

であり、『土佐日記』がまだ固持していた日次の形式をも破って回想記に日記という名を選び採った「かげろふの日記」であるのだが、『土佐日記』が記録としての漢文日記を強く意識して書かれた作品であることは、本誌前々号の『土佐日記』論で詳述したとおりである。また「かげろふの日記」にしても、道綱母が伝統的な日次の日記に深い関心を持っていたからこそ自らの新しい形の作品に日記という名称を選び採ったのだし、彼女自身かなではあるが日次の日記を書いていた時期のあったことも、前掲の論で述べたとおりである。日記文学の成立に記録としての漢文日記の果たした役割は大きい。そこで記録としての漢文日記の歴史もきちんと押さえておく必要があることになる。

わが国における日記という語の初見は外記に関わる用例である。

玉井幸助氏「日記文学概説」は「類聚符宣抄」の第六「公卿分配事」

の条に収められている弘仁十二年(八二二)の次の文書中のものを初見とされた。以下「類聚符宣抄」などの史書は特に断らないかぎり新訂増補国史大系本による。句読点・返り点などは若干私見によるところがある。

右大臣宣、諸捺印并勸返之文、其参入外記所_レ知也。後有_二可_レ問事、須_レ問_二其外記_一。自_レ今以後、令_レ載_二其外記於_レ日記_一。又勸返之旨、著_二于返文端_一。

弘仁十二年七月十三日

少外記桑原公広田磨 奉

右大臣とは藤原冬嗣であり、外記の日記に関わるものであった。

「類聚符宣抄」第六の「外記職掌」の項に右大臣藤原園人の宣が収められていて、前掲の冬嗣の宣の背景を知ることができる。

応_二御所記録庶事外記内記共預_一事

右被_二右大臣宣_一称。依_レ令、外記掌_下勸_二詔奏_一及檢_中出稽失_上、内記掌_レ造_二詔勅及御所記録_一。扱_レ此而所_レ掌稍異。举_レ綱而論、事合_二相通_一。何者、内裏行事、大臣所_レ預。至_レ有_二稽失_一、誰能檢出。若_レ御所録事、外記共預、則内裏儀式、豈致_二違失_一。自_レ今以後、御所儀例、外記同録。以備_二顧問_一。如_二不_レ違

奉一、彼此有レ違、預レ事之人、解二却見任一。事縁二 勅語一、
不レ得二疎漏一者。今録二宣旨一、立為二恒例一。

弘仁六年正月廿三日

參議從三位行左大弁兼備前守秋篠朝臣安人 奉

弘仁六年（八一五）の宣に書かれているように、「養老律令」（日本思想大系本による）の職員令には、太政官の項に外記の職掌が、
大外記二人。掌。勘二詔奏一。及読二申公文一。勘二署文案一。

檢二出稽失一。

と規定されており、内記については、中務省の項に、
大内記二人。掌。造二詔勅一。凡 御所記録事。

とある。ところが弘仁六年の宣によれば、内裏の行事は大臣の管轄であり、稽失（公務の遅滞、公文の過失。注一）をだれがよく判断できようか、といっている。内記の職掌には「檢二出稽失一」がないからである。そこで大臣の直屬で「檢二出稽失一」を職掌とする外記が御所の記録に内記と共に預かれれば稽失は起こらないだろうということ、以後御所の記録にも外記は関与することになったのである。玉井幸助氏はこの時から外記日記が始まったとされ、本本好信氏も（これによって、弘仁六年（八一五）より、「以備二顧問一」のために、『外記日記』が記されるようになったのであり」と述べておられる（注二）。弘仁十二年の宣は当然この宣の延長線上にあるわけである。

一見、新しく記すようになった外記の日記に「諸捺印并勘返之文」をも記入するようにせよという宣のようにも読める。しかし、弘仁十二年の宣で興味深いのは、「外記ヲシテ日記ニ載セシメヨ」といっ

ている「諸捺印勘返之文」とはその宣自身が「其參入外記之所レ知也」と続けているように「令」に規定された外記の本務の一つであった。捺印は先に記した職務には直接示されていないが、太政官の上司少納言の職務として「令」には「監二官印一」があり、例えば詔勅なら内記の作ったものを外記が校勘して草案を書き、それ（勘返之文）を内記が清書し、少納言が捺印することになる。位記なら原案作成者は中務卿ということになる。外記の本務が外記の日記に書かれるのはあまりにも当然であろう。弘仁十二年の宣は「後有二可レ問事一、須レ問二其外記一」という文からも察することができると、諸捺印并勘返之文に關与した外記が、それが本務であることを自覚し、外記日記にも自らが書き込み、後に疑問が出ればその外記本人に問うべきこと（即ち本人が責任をもつて答えるべきこと）を指示しているのである。

ここでもう一つ注意したい記録は『政治要略』二十九・年中行事十二月下・追離の項に引かれている外記別日記と称するもので、岩橋小弥太氏指摘のものである（注三）。

延暦九年閏三月十五外記別日記云、延暦八年十二月廿八日辰時、
皇太夫人崩二於中宮一。上即位之日、尊為二皇太夫人一。祓事、
神祇官天応元年記文云、未二御葬送一。仍止二大祓一。又不レ追レ鬼者。朝議以為有レ喪解除一者。世俗所為以レ此論レ之。大祓何妨。仍不レ停二其事一。進二御麻一事、伝二授内侍一、進二於御所一。不レ用二常儀式一。正月一日依二日蝕一停二拳哀一。六日、獻二卯杖一。其朝廷者、直進二勅所一。中宮者一如二平生一。皇
后春宮兩宮者進レ衛。七日、停二青馬御覽一。十二日陪葬衛者、

依「勝宝六年例」、定「其數」着「商布」。

延暦九年（七九〇）閏三月十日桓武天皇の皇后藤原乙牟漏が崩じた（統日本紀）。これは葬儀とその後の宮廷の儀式のあり方について、延暦八年十二月二十八日に崩じた皇太后の高野新笠のときの例を記した、延暦九年閏三月十五日の外記日記から引用したものであった。ここで文中傍線を付した天応元年という年号について一言しておかねばならない。底本に用いた新訂増補国史大系本『政治要略』の本文は「天慶元年」であり、頭注には「天慶元年、恐誤。按下文或係延暦九年事」とあるからである。天慶元年（九三八）はたしかにおかしい。後人の追記だとしても、この年には天皇も皇后も崩じてはいないからそれもありえない。藤原乙牟漏は閏三月十日に崩じ、同月二十八日長岡山陵に葬られた（統日本紀）。ところがこの年の神祇官記文には「未御葬送」、仍止「大祓」とあり、延暦九年のことでもありえないのである。岩橋小弥太氏や西本昌弘氏（注4）によつて指摘されている資料だが、「権記」長保三年（一〇〇一）閏十二月二十九日条に（史料纂集本による。括弧内原傍注。返り点を私に付した）東三条院詮子崩御にからんで、

追儻事止。天応・延暦例也。件年例用（國力）史不レ可レ隨。

外記無「記文」。而右中弁朝経許問。曰「延暦九年外記記文具載」此由一。以レ彼被レ行也。

とあることや「日本紀略」長保三年閏十二月二十八日条に「右大臣仰云、任「天応・延暦之例」、被レ仰下可レ停「止追儻」之由上」から見て、「天慶」が「天應」の誤りであることは疑いが無い。この年十二月二十三日には桓武天皇の父光仁上皇が崩じている（統日本

紀）。内容から見て天応の神祇官記文はこの文の最後まで続くのであろう。正月一日に挙哀が停止されたというのは閏三月の乙牟漏には合わない。ただ正史に見える元日日食はこの前後延暦八年だけという疑問はこのころ。計算の誤りがあったのかも知れない。

これは単なる御所の記録などではない。西本昌弘氏はこれを皇后崩御後に出された外記勘文と見ておられるが、神祇官の天応元年（七八一）の記録をも調査して作った勘文が、勘返の日付と共に記されているのであって、勘文であると同時に外記日記の一部を成しているであろう。これは外記も御所の記録に内記と共に預かれという宣の出された弘仁六年（八一五）より二十五年も前のものである。これについて木本氏は「たぶん、職務遂行の必要性から顧問に備える等のために記されはじめたのであろう。このような現実面が法制化されたのが、弘仁六年正月の措置だったということなのだろう」（傍線森田）とされ、橋本良彦氏は「外記日記がいつ頃から記録されたかは明らかに出来ないが、太政官に於て書記官の役職であった外記が、かなり早くから日記を記して執務の便に供していたと想像することは充分可能である。しかしその外記の記録が、公日記としての權威を明確に与えられたのは次の弘仁六年（八一五）正月二十三日付の宣旨によるものとみられる」と説明しておられる（注5）。しかし、虚心に読めばわかるように弘仁六年正月の宣旨は、御所の記録に内記と共に外記も預かれといっているだけのものではなかった。延暦九年三月十五日の外記日記が単なる御所の記録でないことは明確で、それは勘文としての性格を持っており、「令」に定められた外記の本務に関するものであった。という以上、両氏の傍線部のよ

うな説明は成り立たない。弘仁六年よりも二十五年以上前から外記の記録（日記）は存在していたのであり、弘仁六年の宣旨によってそれに御所の記録も加わったのである。弘仁六年の宣旨によって外記の日記が（公的に）始まったという通説は否定されなければならぬ。少なくともそれより二十五年以上、おそらくは二十五年をはるかに上回る以前から外記日記は書かれていたであろう。

外記別日記とはどのようなものであろうか。橋本良彦氏は、

例えば、本朝世紀、殊にその長和二年以前の部分には、「子細別別日記」とか、これに類した注記が数多く見出されるが、この「別日記」は、外記の別（日）記を指すものと考えられ、そのうちには、「大祓別記」「年々行幸別日記」「釈奠日記」「考定別日記」などと明記されたものがある。これらは恐らく大祓・行幸・釈奠・考定について、夫々類聚した外記の別記と考えてよいであろう。

とされ、部類記の類と推測しておられる。橋本氏は、「外記日記には、日々の事柄を記す日次記の外に、恒例・臨時の儀式・行事を詳細に記すため、別（日）記の記載も勵行されたが、その別（日）記は事項毎に類別記載されたのではないかと思われる」ともいわれているが、①恒例・臨時の儀式・行事の記録は「令」に定められた外記の本務ではなく、弘仁六年の宣旨によること、②延暦九年の外記別日記として引かれている内容は、行事の記録ではなく、勘文としての性格を持ち、外記の本務に係わるものであること、③部類してまとめ、参照しやすいようにするのは、本務に係わるものであるだろうこと、の三点からしても、小口雅史氏が延暦九年の外記別日記についてい

われた、

ここでは「別日記」とあるが、これは後に「別記」といわれた日記に書き切れなかった儀式の始終を詳細に記したものに当るといふより、事項ごとに類別記録された後の「部類記」に近いものとみるべきであろう。

という見解（注6）の方が納得できる。部類がいつ行われたかはわからない。延暦九年当時すでに部類記が作られていて、この文章は外記日記に書かれると同時に部類記にも書き継がれたのか、後に部類されたのか、多分後者であろうとは思ふが確証はない。「政治要略」は惟宗允亮の著で、長保四年（一〇〇二）の成立（平安時代史事典平六 角川書店）といい、別日記という言い方がいつからかはわからない。そこで日記という語のはっきりした用例の初見はやはり弘仁十二年（八二二）七月十三日の宣中のものであるだろう。

日本で記録がいつから行われたか。それはまずおくとしても、律令が作られ、国家体制が整い、諸官庁が機能しはじめると、諸官庁では日付を伴った記録が多く作られるようになったはずである。御所の記録を職掌とする内記はもちろんとして、延暦九年の外記別日記によれば、神祇官には天応元年（七八一）の記録が存在していた。西本氏は「至大宝年中一、初有記文」という『古語拾遺』の発言の他に、天応元年以前の神祇官記文を三例指摘しておられる。「職員令」神祇官の「大史一人」の掌の中の「受事上抄」について、『令集解』の注には、

謂。上者載也。抄者録也。（中略）然則官内心行雜事施行、

并判收訖、即日記。謂之上抄。

とあり、同じく掌とされる中の「檢二出稽失」についての『令集解』の注中には（神祇官中の注だが）、

考課令云、凡官人遷迹功過。応レ附レ考者、皆須二実録一。義解云、一年之内毎日記録、即至二考校之時一、集二此記注一、以爲二惣録一。

ともあつて日記の存在を示唆する。外記の日記がずいぶん古くから書かれていたことはいま述べたとおりだが、「勅二詔奏一。及読二申公文一、勅二署文案一。檢二出稽失」という職掌を行う以上、それのしっかりした記録がなければ後に困ることになる。『令』の制定と同時に外記日記が書かれたことは確かであろう。また早く石原明平氏か「後宮職員令」の内侍司の、

尚侍二人。掌。供二奉常侍、奏請、宣伝一。檢二校女孺一。兼知二内外命婦朝參・及禁内礼式一。

の「檢二校女孺」について『令集解』から引用されている注にも注目される（注7）。なおここでの引用箇所は石原氏のものとは若干異なる部分がある。

……朱云。檢二校女孺一者、此司一司内女孺者、未レ明。女官本司、本司可レ記「官人上日功過」者、未レ知。記後何司可レ送。釈云。十二司官人考校定、送二縫殿寮一也。又云。或説、十二司注「上日行事」、送二内侍司一、内侍司摠取送二縫殿寮一者。件説未二一定一。又采女考者、所レ仕記「上日行事」、直送二采女司一。為当。此又与二女孺等考一同何也。而亦疑。若送二内侍司一者、内侍司考定送。為当。受取上二送縫殿寮一。令レ定二考

第一。（後略）

内侍司には次官として典侍四人、三等官として掌侍四人があり、奏請・宣伝を除いて尚侍と同じ職掌が与えられ、尚侍を助けた。しかし、内侍司には女孺だけでも百人が配属されており、その上日功過など勤務状態を把握するだけでもたいへんな作業であつたらう。

『令集解』の縫殿寮・中務省等の項を参酌すれば、後宮十二司の上日功過などは、縫殿寮に送られ、その申告に基づいて縫殿寮で十二司の官人の考課を作成、中務省に送付されるのだが、内侍司の尚侍等がまとめて一括して縫殿寮へ送るか、諸司の長（女性）がそれぞれに送るか、説がある。また、采女六人が配属されている水司、采女六十人を持つ膳司などではそれぞれの長が采女の上日行事を直接采女司に送るといふ説も書かれている。諸説があつて一定していないというところは『令集解』の編まれた頃——著名な明法学者惟宗直本の手になり、貞観年間（八五九―七七）の前半に撰述されたものらしいといわれている（平安時代史事典）——すでに実態がなくなつてしまつたのかもしれないが、少なくともある時期尚侍はもちろん、他の十二司の長たちの女性の手によつて毎日の記録が記されていたことは確かであろう。前記西本氏は「式部記文」（和銅四年（七一）初見）、「功田記文」（式部記文の一種）、「大舍人寮記文」、「中衛記文」、「掌客文記（諸使文記）（弘仁六年）」「相撲司記文」、「伊勢斎宮記文」、「仁王会記文」、「大嘗記文」（元慶八年（八八四）初見）等も揚げ、日記の存在を推測しておられる。ところで興味深いことには、『養老律令』の中に日記という語が一例も使われていないことであつた。「御所記録事（中務省・大内記の項）」「受レ事上抄」（神祇官・大史

の項)「皆須『実録』」(考課令・官人景述考課の条)の傍線を付した語あたりが日記に近い用法のようだが、これらも上抄四例以外は一例ずつしか使われていない。だいたい弘仁十二年七月の宣中の用例が初見というのだから、日本で記録が行われ始めてから、実に長い間日記という語は使われていなかったのである。「令集解」は弘仁十二年(八二二)より四十年は後の撰述だが、先行の明法釈書を多く引用していることもあって、——例えば引用されている主要釈書のうち、古記・令釈は八世紀、跡記・穴記・讚記は九世紀に入つて作られたものという(平安時代史事典)——日記の語の使用はごく少ない。「二年之内、毎日記録」(職員令・神祇官。令集解よりの引用)(考課令)「即日記(即日、記ス)(職員令・神祇官)「日々実録」(考課令穴記の引用)「日々記置(置、国史大系本、景、同書頭注の説に従う)」「日々注意。是曰『実録』」(考課令。跡記の引用)などが日記的な意味で使われており、日記の語は、「召」式部一付。訖之後、日記注云「職員令・神祇官・「受レ事上抄」の注。讚記によるか」又云。侍従以下上日、省録二日記一哉(職員令・中務省・侍従の職掌の注)。「仮令、八月一日々記始也。其日必可レ注二才能一故也」(考課令・「皆須『実録』」の注。穴記の文か)の三例しか使われていないのである(水本浩典他編 令集解総索引 平三 高科書店参照)。「令義解」にも日記の語はない。

『令集解』にみえるわずかな日記の用例の中には、それが「穴記」などからの引用文中からのものもあるとすれば、八世紀末の用例といえるものがあるかもしれない。日記といえる記録は「律令」(今「養老律令」)によつて考えているが、「大宝律令」までさかのぼつ

てもそう大きな変わりはないだろう)のころには多く書かれ、これから述べるようにさらに古くさか上れるのだが、我国で日記という語が使われ始めたのは、おそらくは八世紀の末から九世紀の初め頃からであり、九世紀の例の弘仁十二年の宣以降から次第に多く使われ出したといつてよいであろう。『類聚符宣抄』第六の仁和二年(八八六)の宣で、

被_二石大臣宣_一称。就_二厅座_一聽_二政參議以上、須_二外記每日記録、一月二度進_二藏人所_一。事依_二勅語_一。不_レ可_二疎漏_一者。

仁和二年七月三日

大藏善行 奉

と「外記日記」とせず「外記每日記録」とする。『令集解』にも「毎日記録」という用例はあった。「日記」は「毎日記録」の略された形で、中国のものそのままの利用ではなかったかもしれない。

日記の語が諸書に多く見られるようになるのは九世紀の後半ごろからで(玉井幸助氏「日記文学概説」)平安時代に於ける日記といふ語の用例の節参照)、この頃には「令」によつて始められた日記で廢絶したものもあつたろうが、逆にこの前後から「令」の規定にない各種の公的日記が書き始められてくる。その実態は木本好信氏の注₂所引書に最近の成果が詳述されているが、まず、嵯峨天皇が弘仁元年(八一〇)三月藤原冬嗣らを藏人頭に任命し、やがて藏人所という有力な令外官司が誕生する。その藏人によつて書かれたのが殿上日記で、延喜九年(九〇九)四月の逸文が確認されている(注₈)から、九世紀のうちには創始されたものであろうか。大同二年(八〇七)左右近衛府が成立し、その日記として近衛陣記が書き始められる。西本氏所掲のものにも平安時代に始まったものもあ

ろ。木本氏の集められた逸文によれば、最も古い例は弘仁十二年（八二二）五月五日のものらしく、延喜・延長・天曆といった十世紀の初めから中頃までのものが多い。内記日記については述べたが、承平二年（九三二）までの例は確認でき、少なくとも十世紀中頃までは書かれていたろう。女性の手になるかなの公的日記として唯一存在の知られる『太后御記』はその逸文が『河海抄』に六例、『高良玉垂宮神秘書紙背歌書』に一例遺されているが、その最も新しいものは『土佐日記』の記事が始まる承平四年（九三四）十二月二十一日よりわずか十二日前の十二月九日の文である。一方皇族あるいは官人の私的日記も九世紀の終わり頃から現れてくる。逸文の残っている最古の私的日記は『宇多天皇御記』で、仁和三年（八八七）から寛平九年（八九七）までのものが部分的に残っている。以後次第に私的日記が多く書かれるようになることは周知の事実であり、『土佐日記』論の中でも触れているのでここでは書かない。このように、公的、私的な記録としての日記が充実していく時期に『土佐日記』や『かげろふの日記』は成立したのであった。

二

日本における律令は、幾つかの段階を経て大宝元年（七〇一）に成立した『大宝律令』によって完成されたといわれる。しかし、それはほとんどが散逸し、養老二年（七一八）前者をごく一部改めた『養老律令』の『律』の一部と、『令義解』『令集解』により『令』のはほぼ全容が伝えられている。そこで本稿でも『養老律令』によって考えてきたが、国家体制の整備につれて、『律令』制定以前にも

さまざまなパート（役所等）で日々記録が積み重ねられていたことはいうまでもない。例えば、天武天皇二年（六七三）から始まる『日本書紀』の最後の二巻（天武紀・持統紀）は「官司の記録を主な資料として編纂されており、史実としてもつとも信頼できる巻である」といわれる（注9）。また、日本史学・日本文学の研究者以外の学者からも興味深い指摘がある。古天文学を提唱し、古典籍に見える天文現象の解明に大きな業績をあげておられる斉藤國治氏は、『日本書紀』などに見える飛鳥時代の天文現象を検証し、星食などの記述が実に正確で、実際の観測の結果を基にしていることを実証された（注10）。例えば『日本書紀』二十三舒明天皇十二年（六四〇）の条に次のような記事がある。

十二年春二月戊辰朔甲戌、星入レ月。

二月七日（ユリウス暦で三月四日）、月の裏に星が入ったという記事である。斉藤氏の計算によればこの星はケンタウルス座の α 星アルデバランで、飛鳥では飛鳥平均時で午後八時二十七分、月齢五・九日の月の暗いへりから潜入し、九時二十五分に明るい方のへりから再出したという。『日本書紀』には日食の記事も多く見えるが、日食は曆法上の計算からあらかじめ計算できるから、その記事があっても、実際に観測したとは限らず、日食はあっても日本で見えるものではなかったり、計算違いで、その日に日食はなかったりすることもある。しかし、ここに見たような星食や星犯、星昼に見える、彗星出現などの星の異常は当時の技術ではあらかじめ計算することはできず、観測に基づかねば記録しがたい性質のものである。斉藤氏は計算によって『日本書紀』や『続日本紀』などに見える飛

鳥時代の星変の記事がほとんど事実であることを証明されたのであった。例えば、『日本書紀』天武天皇十三年七月二十三日「壬申、彗星出三子西北」とあるのはハレー彗星であることも判る。日食の記事はかならずしも信頼できないこともあると書いたが、『日本書紀』に見える最古の天文記事である、卷二十二推古天皇三十六年三月二日（ユリウス暦六二八年三月十日）の「日在二蝕尽一之」は、事実皆既日食で、飛鳥京では皆既帯をわずがに北にはずれ、最大食分〇・九二であったというが、皆既日食にごく近い。食は午前八時十八分に始まり、食甚は九時二十六分、十時二十三分にもとに戻った。『日本書紀』は「卅六年春二月戊寅朔甲辰天皇病臥」の次の記事がこの日食であり、さらに天皇の危篤・崩御への記事に続く。卷二十三、舒明天皇九年（六三七）三月二日の「日蝕之」も食分〇・九と似たような日食だが、推古天皇三十六年の日在「蝕尽一之」という表現は、緊迫感・危機感に充ち、齊藤氏もいわれたように観測の結果に基づくものである。『律令』では陰陽寮の天文博士・天文生に位置づけられる人たちは六二八年以前から天文観測を行い、占星は政治の重要な参考事項であっただけに、中央官庁に報告するだけではなく、記録も積み重ねていたであろう。

今日知られる最も古い日記は『日本書紀』二十六齐明天皇五年（六五九）七月・同六年七月同七年五月の条に分注の形で引かれる『伊吉連博徳書』である。第四次遣唐使の一員として渡唐した折りの記録で、他に卷二十五孝德天皇白雉五年（六五四）二月の条にも「伊吉博徳言」として留学した学問僧たちの消息が記されているが、その中には庚寅年乙丑の年の消息も見える。前者は持統天皇四年（六

九〇）、後者は天智天皇四年（六七五）である。『伊吉連博徳書』の引用で最も詳細なのは、齐明天皇五年秋七月のものである。

伊吉連博徳書曰。同天皇之世。小錦下坂合部石布連・大山下津守吉祥連等二船、奉二使吳唐之路。以二己未年七月三日、発自二難波三津之浦。八月十一日。発自二筑紫大津之浦。九月十三日、行二到百濟南畔之嶋。々々名母二分明一。以二十四日寅時一、二船相従、放二出大海一。十五日日入之時、石布連船横遭二逆風一、漂二到南海之嶋一。々々名爾加委。仍為二嶋人二所滅。便東漢長直阿利麻・坂合部連稻積等五人、盜二乘嶋人船一、逃到二括州一。々々官人、送二到洛陽之京一。十六日夜半之時、吉祥連船行到二越州会稽県須岸山一。東北風、々々太急。廿二日、行二到余姚県一。所二乘大船及諸調度之物、留二着彼処一。閏十月一日、行二到越州之底一。乘二馭入二京一。廿九日馳到二東京一。天子在二東京一。卅日、天子相見問訊之、日本国天皇、平安以不。使人謹答、天地合二徳、自得二平安一。天子問曰、執二事卿等、好在以不。使人謹答、天皇憐重、亦得二好在。天子問曰、国内平以不。使人答、治称二天地一、万民無二事。〔中略〕十一月一日、朝有二冬至之会一。々日亦觀。所二朝諸蕃之中、倭客最勝。後由二出火之乱一、棄而不二復檢一。十二月三日、韓智興儻人西漢大麻呂、枉讒二我客一。々々等獲二罪唐朝一、已決二流罪一。前流二智興於三千里之外一。客中有二伊吉連博徳一奏、因即免二罪。〔後略〕

全体の五分の四程度をここに掲げた。他に同六年七月のものは帰国が許されて西京を出発して南京に到るまで。同七年五月のものは帰

国までの経緯が記されていて量は多くないが、七年五月に引く記事では、次の文が目につく。

漂蕩辛苦九日八夜、僅到^二耽羅之嶋^一。使即招^二慰嶋人王子阿波伎等九人^一、同載^二客船^一、擬^レ獻^二帝朝^一。五月廿三日、奉^二進朝倉之朝^一。耽羅入朝、始^レ於此時^一。

読まれるように日付は詳細に付され日次の日記を思わせる。また最初に傍線を付した「母分明」（日本古典文学大系本は「わきわきしきことなし」と訓む）の打ち消しの母は「日本書紀」ではここにしか使われていない漢字で、全体的に『伊吉連博徳書』の文章・用字を忠実に引用しているのであろう。しかし、①伊吉連博徳の視点で書かれたという文章にはなっていないこと、②第一船の行動には逆風があつて漂流した後日付はなく日付の詳しい第二船に博徳は乗っていたと思われるが、波乱に富みまた辛苦の多い第一船の行動をまず記し、彼がその船に乗っているような錯覚さえ与えること、③最後の傍線部に見えるような「客中有伊吉連博徳奏」のような表現のあること、などからして伊吉連博徳の個人的な日記になっていないことも確かである。この『伊吉連博徳書』が強調していることは一行がいかに大きな艱難辛苦を克服して往復したか、また、傍線を付した部分に見えるように、唐の天子の問いにいかにか堂々と由緒正しいことを以て日本の天皇の徳を称えながら答えたかであり、伊吉連博徳が日本の遣唐使の難を救ったことであつた。最後に引いた斉明天皇七年引用の記事では耽羅が入朝しはじめたのは自分たちの功績だという表現もしている。「耽羅入朝、始於此時」と書かれている以上、『伊吉連博徳書』が第四次遣唐使の帰国よりもは

るか後にまとめられたものであることも明らかである。その点で服命書ではありえない。

伊吉連博徳の生没年は分からない。その事跡は大系本『日本書紀』卷二十五の補注三三に要領よくまとめられているが、外交の専門家としての活躍が著しい。大津皇子の謀反事件に連座して捕らえられた（持統前紀）が、じき許されたらしく、持統天皇九年（六九五）七月には逮捕時の小山下から務大弑とやや出世して直広肆小野朝臣毛野とともに新羅への使いとして朝廷から物を賜り、九月に出発している。博徳は副使なのであろう。難儀な旅の副使としての激務からしてこの年の博徳の年齢は六十歳をあまり越えてはいないだろう。仮に六十歳とすると、第四次遣唐使の一員として選ばれた斉明天皇五年（六五九）にはまだ二十四歳の若輩である。彼が唐の天子に奏したことによつて本当に日本の遣唐使一行の罪が許されたのか、耽羅入朝に博徳の力がどこまで与つたか、疑問はある。坂本太郎氏は吉技史が連になつた天武天皇十二年（六八三）以後に自己の功績を伝えるために書いたものとされた（注11）が、そうした書類を書く時期としては大津皇子の事件に連座して逮捕された朱鳥元年（六八六）十月以降の可能性が強いだろう。なお卷二十五白雉五年二月条に「伊吉連博徳言」として引くものが『伊吉連博徳書』と同一のものかどうかには諸説があり、前記大系本補注にも簡略にまとめられているが、他の部分とは内容が異なり、引用にあたって『伊吉連博徳書』の名を用いていず、博徳の業績とは係わりがないことは無視できない。国際事情に通じ、後には「大宝律令」撰定の一員ともなつた（続日本紀・文武天皇四・六・一七参照）人である。留

学僧・学生等の消息その他についても問われ、答えたことは多くあつたらう。白雉五年引用のものはそうした類のもので『伊吉連博徳書』とは関係がないであらう。

『伊吉連博徳書』は日記ではなかった。しかし、後年これだけ詳細な日付を伴った文書が書けるのだから、唐への旅に際して日次の日記をつけていたことは確かである。まだ若く、服命書の提出の義務もなさそうな伊吉博徳が、遣唐使の一員として渡唐するという非日常の機会に、たとい後に利用できるかも知れないという功利的な先見の明があつたとしても、日次の日記を書いていたのであつた。齐明天皇五年七月の『伊吉連博徳書』の引用にすぐ続いて、『難波吉士男人書』というものも引かれている。

難波吉士男人書曰、向_レ大唐_二大使、触_レ嶋而覆。副使親覲_三天子_一、奉_レ示_二蝦夷_一。於_レ是、蝦夷、以_二白鹿皮_一・弓_三・八十一、献_二天子_一。

これが全文で、難波吉士男人の名も他には見えない。往路の記述は簡略で日付もない。やはり報告書の類であらうが、その基に日次の日記があつたとは思えない。

『日本書紀』の材料となつたものとして、『釈日本紀』卷十五には「私記云」として『安斗智徳日記』『調連淡海日記』『和迹部尼(臣敷)君手記』というものを引く。安斗智徳・調連淡海の名は「天武紀」上天武天皇元年六月の大海人皇子(天武天皇)がにわかに入国に入らうとしたときの「元従者」(元より従へる者)の中に名が見え(調連淡海は連ではなく首となつてゐる)、和迹部臣君手も同紀のそれより少し前に和珥部君手として村国連男依等と共に東国行き

の決意を伝えられており、同七月一日には、皇子は村国連男依等と共に数万の衆(兵)を託して不破を出て近江に入らせてゐる。天武の信頼する重臣であらう。『安斗智徳日記』はもつとも多く三回名が見え、「私記曰、案_二安斗智徳日記_一云、廿六日辰時、於_二明朝(新訂増補国史大系本頭注、明朝、当作朝明)郡迹大川上一而拜_二礼天照大神_一」という文があり、日付を伴つてゐる。三書とも壬申の乱の記録で、むろんこの時代に安斗智徳たちが戦陣で日記をつけていたとは信じられない。いずれも報告書か自己の功績の申し立て書の類であらうが、原形は壬申の乱終了後程なく記憶の薄れないうちに書かれたものであらう。また、これらがもともと日記という名を持つていたかは疑問である。これまでに見てきたように日記という語は『律令』にも使われていず、日記の語が見え出すのは八世紀の末から九世紀の初めにかけてのころであつた。それにこれらの記録は『釈日本紀』に引く「私記」(日本紀私記)の引用であつて、引用者による呼称という可能性があるのである。『日本紀私記』は奈良時代から平安時代にかけて宮廷で行われた『日本書紀』の講読の覚書で、『本朝書籍目録』によつて存在の知られる「私記」は(1)養老五年私記、(2)弘仁四年私記、(3)承和六年私記、(4)元慶二年私記、(5)延喜四年私記、(6)承平六年私記、(7)康保二年私記の七種であつて、(2)(3)(6)は新訂増補国史大系本に入つてゐる。(以上『日本古典文学大辞典』による)。鎌倉時代中期に占部兼賢によつて成つた『釈日本紀』にも、康保二年外記勘申と注して「日本紀講例」としてこの七つを掲げているから、兼賢がこれ以外の私記を使つてゐることはない。弘仁私記、元慶私記、延喜講説(公望私記)などの名は見え、

特に公望私記はよく出てくるが、もつとも多いのは単に「私記」とあるだけのもので、これが何か、全部同じか複数の私記かもわからない。公望私記が前掲の私記の説を否定している例もあり（大系P八九他）、全部同一なら元慶二年（八七八）私記あたりが有力となるが、複数なら一々については何ともいえない。ただ私記の中には師説を引くものも多く、太安麻呂を博士とする養老五年（七二一）私記ではありえないであろう。弘仁四年（八一三）以後、特に元慶二年（八七八）以後なら日記の語は使われているから、『和珥部臣君手記』のように称されていたものを日記として引いた蓋然性の方が大きいだろう。もともと日次の日記でなかったとしても渡唐（旅）とか戦争のような非日常時にはふだん記録を付けない者でも記録をつけたのであった。特に旅は格好の素材で円仁の『入唐求法巡礼行記』（八三八―八四七）や円珍の『行歴紀』（散逸してそれを抜粋した『行歴抄』八五四―五）が伝わっている）などの作品が伝えられ、特に前者は高く評価されているが、研究も多く成されているのでここでは省略する。日記文学の最初の作品も『土佐日記』という旅の記であり、『竹むきが記』以後紀行の時代となって王朝日記文学が終焉することも思い合わされる。

曆についても触れておかねばならない。『日本書紀』によれば卷十九欽明天皇十四年（五五三）六月、天皇は百済に使者を送って曆博士等の交代要員・曆本その他を乞い、翌年二月曆博士固徳王保孫等が来日している。次いで卷二十二推古天皇十年（六〇二）十月百済の僧観勤が来日し、曆本・天文地理書・通甲方術書を献じ、政府は学生を選んでそれらを習わせた。『政治要略』卷二十五「同日中

務省奉^二御曆^一事」には、

儒伝云、以小治田朝十二年歲次甲子戊申（戊戌ノ誤）朔一始用^二曆日^一。

とあり。推古天皇十二年（六〇四）一月一日から曆日を用い始めたという。先に齊藤国治説によつて推古天皇三十六年三月二日の日食が正しい観測結果に基づいていることを述べたが、『日本書紀』卷二十三舒明天皇八年（六三六）正月一日条に「日蝕之」とあるのは計算間違いで、実際にはなかったという。ということは、正月一日に日蝕を書き入れた曆が存在したということであろう。曆の形式の中で後の平安貴族たちの私日記と関わりの深い具注曆がいつから作られたかはよくわからない。現在に残る最古の具注曆は遠江城山遺跡から出土した天平元年（七二九）曆の断簡で、木簡に書かれている（国史大辞典4「具注曆の項」）。正倉院の古文書には三種の具注曆があり、それらにはまだ例えば『御堂関白記』自筆本に見られるような書き込み用の行間はないが、天平十八年（七四六）の具注曆には十カ条に及ぶ書き入れがある。正倉院の具注曆については最近林陸朗氏によつて従来の誤認を正す詳細な現状報告と、書き入れの記者の推定など意欲的な研究（注12）があり、詳細はそれにゆだねたいが、具注曆に書き込まれた日次の日記として確認される最初のものであり、林氏のいわれるように、のちの公卿の日記に承譜を引くものである。また、最近その存在が発見され注目をあびている漆紙文書（漆容器の「ふた紙」等漆の力によつて遺存し出土した文書）のなかには具注曆の断簡が多く発見されており、中でも一九八八年武蔵国分寺関連遺跡（武蔵台遺跡）から発見された具注曆は平川南

氏(注13)によつて天平勝宝九年(七五七)八月の曆であることが証明され、正倉院所蔵の三点に次ぐ古い曆の発見となつた。またこれも平川氏によるものだが、一九八一年胆沢城跡の政庁北東の官庁地区発掘調査で発見された遺物の中に一枚の紙の裏表に曆が記された漆紙文書が見つかった。共にわずか五日文ながら、表は延暦二十二年(八〇三)の四月上旬、裏が延暦二十三年九月下旬のものであることがつきとめられたという。そして興味味いのはこの具注曆はどちらも行間が一行分程度明けて書かれていることである。書き込みがしやすく作られていることは確かである。そして一年分の長さは単純計算で、約九・七メートル、一紙長を五六・一七センチとみれば、一七紙程度になるといふ。一方『延喜式』十六陰陽寮の項によれば「頒曆一百六十六卷料、紙二千六百五十六張(卷別十六張。有二月一年卷別加三張)。(まる括弧内はもと割注)とあり、その一巻分とはほ一致することを平川氏は指摘しておられる。ということは、『延喜式』に規定された具注曆は行間もこの程度ということになるが、平安中期頃からの現存する具注曆は薄く野線を引いて書かれている。『御堂関白記』の複製を見ればわかるように野間はゆつたりとし、豪放な筆使いの道長でも野間二行分の間明きに四行書き込むことはごく普通である。延暦の曆の行間は野を引く程度のもので、『延喜式』に見える頒曆は行間なしのものとするべきである。『延喜式』は延喜五年(九〇五)に編纂が始められたが、関係者の死亡が相次ぎ、延長五年(九二七)十二月末に奏進されたが、その後も修訂作業は続き、康保四年(九六七)十月九日によく施行された(平安時代史事典)。一方『御堂関白記』自筆本が書かれた

ような間明き曆が登場するのは現存のものでは九条家本『延喜式』紙背の永延元年(九八七)のものが最初で(湯浅正義氏の御示教)、行間一行である(『国史大辞典』具注曆の項に写真がある)。藤原師輔(天徳四年・九六〇・五月四日薨)の『九条右丞相遺誠』(九条殿遺誠)はかれが右大臣となつた天曆元年(九四七)から天徳元年の間の成立とされているが、その最初に記された日中行事によれば、朝起きてなすべきことは、(1)属星の名字を称すること七遍、(2)鏡を取りて面を見、(3)曆を見て日の吉凶を知る。(4)楊枝を取りて西に向かひ手を洗へ。(5)仏名を誦して尋常に尊重するところの神社を念ずべし。(6)昨日のことを記せ(事多きときは日々の中に記すべし。(以下略)という次第である(日本思想大系所収本の訓読文によつた)。曆を見て日の吉凶を知つた次の次に昨日のことを記せというのは、その日を展いたばかりの具注曆に書き込めば、日記を付けるのは容易で忘れることもない、ということであろう。師輔の日記は『九曆』と呼ばれ、曆の名で呼ばれる日記の最初だが、それは道長の日記のように具注曆に書き込まれたものであることを語つており、『遺誠』の言も具注曆に書き込むと理解して間違ひはない。『延喜式』施行以前に、『延喜式』の規格を越えた間明きの具注曆が存在し、それは公卿の私日記の盛んになっていくことと関わるものだろう。大日本古記録本『御堂関白記』の解説によれば、一年分上下巻が揃つている年はないので半年分の一巻、それも年によつて若干異なるが、最初の長徳四年下でいえば、紙数二六枚、全長一一・四メートルである。『延喜式』によると、天皇に献上する御曆は具注御曆二巻(六月以前為「上巻」、七月以降為「下巻」)と七曜曆一

巻で、具注曆料としては四七張があてられている。頒曆一百六十六巻は一年一巻だったと解せ、天皇用の具注御曆は巻数といい、紙数といい、『御堂関白記』に用いられた具注曆とはほぼ一致する。間明き具注曆は、天皇用のは別として、日記を書くのに便利なため最初は大貴族のみから頒曆を基に作らせることから始まり、やがて撰関家クラスの大貴族のためには陰陽寮で特に作るようになったということは考えられる。『延喜式』の内容は延喜以前のある時点で成立し、その後ある期間効力を持った細則をほとんど網羅的に集めたものである。従って、その個々の規定を全て延喜・延長ごろの実情に即したものと即断することは慎まなければならないという(平安時代史事典)。「九条右丞相遺誡」の発言などから見れば、師輔の生存中からすでにそうなっていたと考えた方がよさそうである。しかし、頒曆全体を具注御曆・『御堂関白記』の規模にするには三倍弱の用紙を必要とし、それはまずありえない。したがって、具注曆に日記を書くことのできる者はごく一部の大貴族に限られていたということになる。

- 注 1 日本思想大系『律令』(昭和五一 岩波書店) 頭注。
 2 『平安朝日記と逸文の研究 日記逸文にあらわれたる平安公卿の世界』(昭和六一 桜楓社)
 3 『上代史籍の研究 一二』(昭和三三 吉川弘文館)
 4 儀式記文と外記記文(日本史研究 三〇二)
 5 外記と殿上日記(『平安貴族の世界』 昭和五一 吉川弘文館)

6 内記日記と外記日記(山中裕編『古記録と日記 上』 平五 思文出版)

7 日記文学の発生と曆(平安文学研究 三一 昭和三八・一二)

8 注2所掲書P一五・一六参照。

9 植木孝次郎 新編日本古典文学全集『日本書紀①』解説 平成六 小学館

10 飛鳥時代の天体観測——日本の天文史料を検証する(飛鳥時代の天文学』 昭和五七 河出書房新社)

11 坂本太郎著作集二『古事記と日本書紀』(昭和六三 吉川弘文館)

12 正倉院文書中の具注曆(注6所掲書所収)

13 『よみがえる古代文書——漆に封じ込められた古代社会』(岩波新書 平成六)